2025 年 4 月 30 日 出産ケア政策会議

法令改正案

A. 健康保険法(改正案箇所のみ抜粋)

第四章 保険給付

第一節 通則

(保険給付の種類)

- 第五十二条 被保険者に係るこの法律による保険給付は、次のとおりとする。
 - 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給
 - ーの二 助産の給付
 - 二 傷病手当金の支給
 - 三 埋葬料の支給
 - 四 出産育児一時金の支給
 - 五 出産手当金の支給
 - 六 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費の支給
 - 七 家族埋葬料の支給
 - 八 家族出産育児一時金の支給
 - 九 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

(健康保険組合の付加給付)

第五十三条 保険者が健康保険組合である場合においては、前条各号に掲げる給付に併せて、規約で定めるところにより、保険給付としてその他の給付を行うことができる。

(法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例)

第五十三条の二 被保険者又はその被扶養者が法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその法人の役員としての業務(被保険者の数が五人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって厚生労働省令で定めるものを除く。)に起因する疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は、行わない。

(日雇特例被保険者に係る保険給付との調整)

第五十四条 被保険者に係る家族療養費(第百十条第七項において準用する第八十七条第一項の規定により支給される療養費を含む。)、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又は家族出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、次章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料の支給若しくは助産の給付、出産育児一時金の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

(他の法令による保険給付との調整)

- 第五十五条 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族埋葬料の支給は、同一の疾病、負傷又は死亡について、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次項及び第百二十八条第二項において同じ。)又は地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)若しくは同法に基づく条例の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
- 2 保険者は、傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定により給付を行う者に対し、当該給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。
- 3 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の疾病又は負傷について、介護保険法の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
- 4 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

(保険給付の方法)

第五十六条 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給は、その都度、行わなければならない。第百条第二項(第百五条第二項において準用する場合を

含む。)の規定による埋葬に要した費用に相当する金額の支給についても、同様とする。

2 傷病手当金及び出産手当金の支給は、前項の規定にかかわらず、毎月一定の期日に行うことができる。

(損害賠償請求権)

- 第五十七条 保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額(当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第一項において同じ。)の限度において、保険給付を受ける権利を有する者(当該給付事由が被保険者の被扶養者について生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。)が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
- 2 前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

(不正利得の徴収等)

- **第五十八条** 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、保険者は、 その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。
- 2 前項の場合において、事業主が虚偽の報告若しくは証明をし、又は第六十三条第三項 第一号に規定する保険医療機関において診療に従事する第六十四条に規定する保険医若 しくは第八十八条第一項に規定する主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚 偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該事業 主、保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付 すべきことを命ずることができる。
- 3 保険者は、第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は第八十五条第五項(第八十五条の二第五項及び第八十六条第四項において準用する場合を含む。)、第八十八条第六項(第百十一条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第百十条第四項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

(文書の提出等)

第五十九条 保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける

者(当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第百二十一条において同じ。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

(診療録の提示等)

- **第六十条** 厚生労働大臣は、保険給付を行うにつき必要があると認めるときは、医師、歯科医師、助産師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診療、助産、薬剤の支給又は手当に関し、報告若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
- 2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、療養の給付、助産の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該保険給付に係る診療、助産、調剤又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

第二節 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給並びに助産の給付 第一款の二 助産の給付

(助産の給付)

第八十七条の二 被保険者の正常分娩時の出産に関しては、次に掲げる助産の給付を行う。

- 一 分娩介助
- **ーの二** 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における助産上の管理及びその助産に伴う世話
- 五 病院又は診療所若しくは助産所への入院及びその助産に伴う世話
- 2 次に掲げる助産に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。
 - 被保険者の選定に係る特別室の提供その他の厚生労働大臣が定める助産(以下「選 定助産」という。)
- 3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる、助産所のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるものとする。
 - 保険医療機関又は厚生労働大臣の指定を受けた助産所(以下「保険助産所」という。)若しくは保険薬局
 - 二 特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院、診療所又は助

産所若しくは薬局であって、当該保険者が指定したもの

三 健康保険組合である保険者が開設する病院、診療所又は助産所若しくは薬局

(保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師)

第八十七条の三 保険医療機関において健康保険の助産に従事する医師若しくは保険助産 所において健康保険の助産に従事する助産師又は保険薬局において健康保険の助産に従 事する薬剤師は、保険医若しくは厚生労働大臣の登録を受けた助産師(以下「保険助産 師」と総称する。)又は保険薬剤師でなければならない。

(保険医療機関又は保険薬局の指定)

- **第八十七条の四** 第八十七条の二第三項第一号の指定は、政令で定めるところにより、病院、診療所、助産所又は薬局の開設者の申請により行う。
- 2 前項の場合において、その申請が病院又は病床を有する診療所に係るものであるときは、当該申請は、医療法第七条第二項に規定する病床の種別(第四項第二号及び次条第 一項において単に「病床の種別」という。)ごとにその数を定めて行うものとする。
- **3** 厚生労働大臣は、第一項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第八十七条の二第三項第一号の指定をしないことができる。
 - 当該申請に係る病院、診療所又は薬局が、この法律の規定により保険医療機関又は 保険助産所若しくは保険薬局に係る第八十七条の二第三項第一号の指定を取り消され、 その取消しの日から五年を経過しないものであるとき。
 - 二 当該申請に係る病院、診療所若しくは助産所又は薬局が、保険給付に関し助産の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第七十三条第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定による指導を受けたものであるとき。
 - 三 当該申請に係る病院、診療所若しくは助産所又は薬局の開設者又は管理者が、この 法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に 処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四 当該申請に係る病院、診療所若しくは助産所又は薬局の開設者又は管理者が、禁錮 こ以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの 者であるとき。
 - 五 当該申請に係る病院、診療所若しくは助産所又は薬局の開設者又は管理者が、この 法律、船員保険法、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)、高齢者の医 療の確保に関する法律、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)、 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)、厚生年金保険法(昭和 二十九年法律第百十五号)又は国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)(第八 十九条第四項第七号において「社会保険各法」という。)の定めるところにより納付

義務を負う保険料、負担金又は掛金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この号、第八十九条第四項第七号及び第百九十九条第二項において「社会保険料」という。)について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る社会保険料の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う社会保険料に限る。第八十九条第四項第七号において同じ。)を引き続き滞納している者であるとき。

- **六** 前各号のほか、当該申請に係る病院、診療所若しくは助産所又は薬局が、保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局として著しく不適当と認められるものであるとき。
- **4** 厚生労働大臣は、第二項の病院又は診療所について第一項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、第八十七条の二第三項第一号の指定を行うことができる。
 - 当該病院又は診療所の医師、歯科医師、看護師その他の従業者の人員が、医療法第二十一条第一項第一号又は第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める員数及び同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した員数を満たしていないとき。
 - 二 当該申請に係る病床の種別に応じ、医療法第七条の二第一項に規定する地域における保険医療機関の病床数が、その指定により同法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める基準病床数を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合(その数を既に超えている場合を含む。)であって、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が同法第三十条の十一の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。
 - **三** 医療法第七条の三第一項に規定する構想区域における保険医療機関の病床数が、当該申請に係る指定により同法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める将来の病床数の必要量を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合(その数を既に超えている場合を含む。)であって、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が同法第三十条の十一の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。
 - 四 その他適正な医療の効率的な提供を図る観点から、当該病院又は診療所の病床の利用に関し、保険医療機関として著しく不適当なところがあると認められるとき。

(保険医療機関の指定の変更)

第八十七条の五 前条第二項の病院又は診療所の開設者は、第六十三条第三項第一号の指 定に係る病床数の増加又は病床の種別の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定 めるところにより、当該病院又は診療所に係る同号の指定の変更を申請しなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の指定の変更の申請について準用する。

(地方社会保険医療協議会への諮問)

第八十七条の六 厚生労働大臣は、保険医療機関に係る第六十三八十七条の二第三項第一号の指定をしないこととするとき、若しくはその申請に係る病床の全部若しくは一部を除いて指定(指定の変更を含む。)を行おうとするとき、又は保険助産所若しくは保険薬局に係る同号の指定をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。

(保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の指定の更新)

- **第八十七条の七** 第八十七条の二第三項第一号の指定は、指定の日から起算して六年を経過したときは、その効力を失う。
- 2 保険医療機関(第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。)又は保険助産所若しくは保険薬局であって厚生労働省令で定めるものについては、前項の規定によりその指定の効力を失う日前六月から同日前三月までの間に、別段の申出がないときは、同条第一項の申請があったものとみなす。

(保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局のみなし指定)

第八十七条の八 診療所又は助産所若しくは薬局が医師若しくは助産師又は薬剤師の開設したものであり、かつ、当該開設者である医師若しくは助産師又は薬剤師のみが助産に従事している場合において、当該医師若しくは助産師又は薬剤師について第八十七条の三の登録があったときは、当該診療所又は助産所若しくは薬局について、第八十七条の二第三項第一号の指定があったものとみなす。ただし、当該診療所又は助産所若しくは薬局が、第六十五条第三項又は第四項に規定する要件に該当する場合であって厚生労働大臣が同号の指定があったものとみなすことが不適当と認められるときは、この限りでない。

(保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の責務)

- 第八十七条の九 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局は、当該保険医療機関において助産に従事する保険医又は当該保険助産所において助産に従事する保険助産師若しくは当該保険薬局において助産に従事する保険薬剤師に、第八十七条の十一第一項の厚生労働省令で定めるところにより、診療又は調剤に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、助産の給付を担当しなければならない。
- 2 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局は、前項(第八十五条第九項、第八十

五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定によるほか、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法(以下「この法律以外の医療保険各法」という。)による助産の給付を担当するものとする。

- 3 保険医療機関のうち医療法第四条の二に規定する特定機能病院その他の病院であって 厚生労働省令で定めるものは、患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険 医療機関を当該患者に紹介することその他の保険医療機関相互間の機能の分担及び業務 の連携のための措置として厚生労働省令で定める措置を講ずるものとする。
- 4 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症その他の感染症に関する同法第三十七条第一項各号に掲げる医療その他必要な医療の実施について、国又は地方公共団体が講ずる措置に協力するものとする。

(保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師の登録)

- **第八十七条の十** 第八十七条の三の登録は、医師若しくは助産師又は薬剤師の申請により 行う。
- **2** 厚生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当する ときは、第八十七条の三の登録をしないことができる。
 - 申請者が、この法律の規定により保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師に係る 第八十七条の三の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者である とき。
 - 二 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - **三** 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが なくなるまでの者であるとき。
 - 四 前三号のほか、申請者が、保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師として著しく 不適当と認められる者であるとき。
- **3** 厚生労働大臣は、保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師に係る第八十七条の三の 登録をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。
- 4 第一項又は第二項に規定するもののほか、保険医並びに保険助産師及び保険薬剤師に 係る第八十七条の三の登録に関して必要な事項は、政令で定める。

(保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師の責務)

第八十七条の十一 保険医療機関において助産に従事する保険医又は保険助産所において

助産に従事する保険助産師若しくは保険薬局において助産に従事する保険薬剤師は、厚 生労働省令で定めるところにより、健康保険の助産に当たらなければならない。

2 保険医療機関において助産に従事する保険医又は保険助産所において助産に従事する 保険助産師若しくは保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、前項(第八十五条 第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条 において準用する場合を含む。)の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法又は 高齢者の医療の確保に関する法律による助産に当たるものとする。

(厚生労働大臣の指導)

- **第八十七条の十二** 保険医療機関並びに保険助産所及び保険薬局は助産の給付に関し、保 険医並びに保険助産師及び保険薬剤師は健康保険の助産に関し、厚生労働大臣の指導を 受けなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、助産 に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただ し、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限り でない。

(助産の給付に関する費用)

- 第八十七条の十三 保険者は、助産の給付に関する費用を保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局が助産の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、助産の給付に要する費用の額から、当該助産の給付に関し被保険者が当該保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局に対して支払わなければならない別に定める額を控除した額とする。
- **2** 前項の助産の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。
- 3 保険者は、厚生労働大臣の認可を受けて、保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局との契約により、当該保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局において行われる助産の給付に関する第一項の助産の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができる。
- 4 保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があったときは、第八十七条の九第一項及び第八十七条の十一第一項の厚生労働省令並びに前二項の定めに照らして審査の上、支払うものとする。
- 5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金 法(昭和二十三年法律第百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」 という。)又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会 (以下「国保連合会」という。)に委託することができる。

6 前各項に定めるもののほか、保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の助産の 給付に関する費用の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(療養の給付に要する費用の額の定めに関する厚生労働大臣の調査)

- **第八十七条の十四** 厚生労働大臣は、前条第二項の定めのうち薬剤に関する定めその他厚生労働大臣の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。
- **2** 厚生労働大臣は、保険医療機関のうち病院であって厚生労働省令で定めるものに関す る前条第二項の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うものとする。
- 3 前項に規定する病院は、同項の調査に資するため、当該病院に入院する患者に提供する医療の内容その他の厚生労働大臣が定める情報(第百五十条の二第一項及び第百五十条の三において「診療等関連情報」という。)を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の報告等)

- 第八十七条の十五 厚生労働大臣は、助産の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関、保険助産所若しくは保険薬局若しくは保険医療機関、保険助産所若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険助産師、保険薬剤師その他の従業者であった者(以下この項において「開設者であった者等」という。)に対し報告若しくは診療録、助産録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関、保険助産所若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険助産師、保険薬剤師その他の従業者(開設者であった者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関、保険助産所若しくは保険薬局について設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第七条の三十八第二項及び第七十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査 について、第七条の三十八第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(保険医療機関等の指定の辞退又は保険医等の登録の抹消)

- **第八十七条の十六** 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- **2** 保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師は、一月以上の予告期間を設けて、その登録の抹消を求めることができる。

(保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の指定の取消し)

第八十七条の十七 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当 該保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局に係る第八十七条の二第三項第一号の 指定を取り消すことができる。

- 保険医療機関において助産に従事する保険医又は保険助産所において助産に従事する保険助産師若しくは保険薬局において助産に従事する保険薬剤師が、第八十七条の十一第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき(当該違反を防止するため、当該保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)。
- 二 前号のほか、保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局が、第八十七条の九第 一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七 項及び第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
- 三 助産の給付に関する費用の請求又は第八十五条第五項(第八十五条の二第五項及び 第八十六条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第百十条第四項(これら の規定を第百四十九条において準用する場合を含む。)の規定による支払に関する請 求について不正があったとき。
- 四 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局が、第八十七条の十五第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の開設者又は従業者が、第八十七条の十五第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(当該保険医療機関又は保険薬局の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)。
- **六** この法律以外の医療保険各法による助産の給付に関し、前各号のいずれかに相当する事由があったとき。
- **七** 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。
- 八 保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の開設者又は管理者が、禁錮以上の 刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当 するに至ったとき。
- **九** 前各号に掲げる場合のほか、保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局の開設 者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの 法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師の登録の取消し)

- **第八十七条の十八** 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当 該保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師に係る第八十七条の三の登録を取り消すこ とができる。
 - 保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師が、第八十七条の十一第一項(第八十五 条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十 九条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。
 - 二 保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師が、第八十七条の十五第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、第八十七条の十五第一項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - **三** この法律以外の医療保険各法による助産に関し、前二号のいずれかに相当する事由があったとき。
 - 四 保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。
 - **五** 保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行 を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。
 - **六** 前各号に掲げる場合のほか、保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師が、この法 律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく 命令若しくは処分に違反したとき。

(社会保険医療協議会への諮問)

- 第八十七条の十九 厚生労働大臣は、第八十七条の九第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。)若しくは第三項若しくは第八十七条の十一第一項(第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。)の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第八十七条の二第二項第三号若しくは第五号若しくは第八十七条の十三第二項(これらの規定を第百四十九条において準用する場合を含む。)の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。
- **2** 厚生労働大臣は、保険医療機関又は保険助産所若しくは保険薬局に係る第八十七条の 二第三項第一号の指定を行おうとするとき、若しくはその指定を取り消そうとするとき、

又は保険医、保険助産師若しくは保険薬剤師に係る第八十七条の三の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、地方社会保険医療協議会に諮問するものとする。

(処分に対する弁明の機会の付与)

第八十七条の二十 厚生労働大臣は、保険医療機関に係る第八十七条の二第三項第一号の指定をしないこととするとき、若しくはその申請に係る病床の全部若しくは一部を除いて指定(指定の変更を含む。)を行おうとするとき、若しくは保険助産所又は保険薬局に係る同号の指定をしないこととするとき、又は保険医、助産師若しくは保険薬剤師に係る第八十七条の三の登録をしないこととするときは、当該医療機関又は助産所若しくは薬局の開設者又は当該保険医又は保険助産師若しくは保険薬剤師に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時、場所及びその事由を通知しなければならない。

(保険者が指定する病院等における助産の給付)

- 第八十七条の二十一 第八十七条の二第三項第二号及び第三号に掲げる病院、診療所若しくは助産所又は薬局において行われる助産の給付及び健康保険の助産に関する準則については、第八十七条の九第一項及び第八十七条の十一第一項の厚生労働省令の例による。
- 2 第八十七条の二第三項第二号に掲げる病院、診療所若しくは助産所又は薬局から助産 の給付を受ける者は、その給付を受ける際、別に定めるところにより算定した額を当該 病院、診療所若しくは助産所又は薬局に支払わなければならない。

B. 保険助産所及び保険助産師並びに保険医療機関及び保険医助産 担当規則

保険助産所及び保険助産師並びに保険医療機関及び保険医助産担当規則

目次

第一章 保険助産所及び保険医療機関の助産担当 (第一条一第十一条の三)

第二章 保険助産師及び保険医の助産方針等(第十二条―第二十三条の二)

第三章 雑則 (第二十四条)

附則

第一章 保険助産所及び保険医療機関の助産担当

(助産の給付の担当の範囲)

第一条 保険助産所及び保険医療機関が担当する助産の給付並びに被保険者及び被保険者

であつた者並びにこれらの者の被扶養者の正常分娩(分娩が療養の給付とならなかった場合)時の助産(以下単に「助産の給付」という。)の範囲は、次のとおりとする。

- 一 分娩介助
- **ーの二** 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における助産上の管理及びその助産に伴う世話
- 五 病院又は診療所若しくは助産所への入院及びその助産に伴う世話

(助産の給付の担当方針)

- **第二条** 保険助産所及び保険医療機関は、懇切丁寧に助産の給付を担当しなければならない。
- 2 保険助産所及び保険医療機関が担当する助産の給付は、被保険者及び被保険者であった者並びにこれらの者の被扶養者である妊産婦(以下単に「妊産婦」という。)の助産上妥当適切なものでなければならない。

(助産に関する照会)

第二条の二 保険助産所及び保険医療機関は、その担当した助産の給付に係る妊産婦の出産に関し、他の保険助産所及び保険医療機関から照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。

(適正な手続の確保)

第二条の三 保険助産所及び保険医療機関は、その担当する助産の給付に関し、厚生労働 大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続及び助 産の給付に関する費用の請求に係る手続を適正に行わなければならない。

(健康保険事業の健全な運営の確保)

第二条の四 保険助産所及び保険医療機関は、その担当する助産の給付に関し、健康保険 事業の健全な運営を損なうことのないよう努めなければならない。

(経済上の利益の提供による誘引の禁止)

第二条の四の二 保険助産所及び保険医療機関は、妊産婦に対して、第五条の規定により 受領する費用の額に応じて当該保険助産所又は保険医療機関が行う収益業務に係る物品 の対価の額の値引きをすることその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのあ る経済上の利益の提供により、当該妊産婦が自己の保険助産所又は保険医療機関におい て助産を受けるように誘引してはならない。 2 保険助産所及び保険医療機関は、事業者又はその従業員に対して、妊産婦を紹介する 対価として金品を提供することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのあ る経済上の利益を提供することにより、妊産婦が自己の保険助産所又は保険医療機関に おいて助産を受けるように誘引してはならない。

(特定の保険薬局への誘導の禁止)

- **第二条の五** 保険医療機関は、当該保険医療機関において健康保険の助産に従事している 保険医(以下「保険医」という。)の行う処方箋の交付に関し、妊産婦に対して特定の保 険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行つてはならない。
- 2 保険医療機関は、保険医の行う処方箋の交付に関し、妊産婦に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、保険薬局から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(掲示)

- **第二条の六** 保険助産所及び保険医療機関は、その病院又は診療所若しくは助産所内の見やすい場所に、第五条の四第二項に規定する事項のほか、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。
- **2** 保険助産所及び保険医療機関は、原則として、前項の厚生労働大臣が定める事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(受給資格の確認等)

- **第三条** 保険助産所及び保険医療機関は、妊産婦から助産の給付を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの方法によつて助産の給付を受ける資格があることを確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によつて当該確認を行うことができない妊産婦であつて、助産の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。
 - 健康保険法(大正十一年法律第七十号。以下「法」という。)第三条第十三項に規 定する電子資格確認(以下「電子資格確認」という。)
 - 二 妊産婦の提出し、又は提示する資格確認書
 - 三 当該保険助産所又は保険医療機関が、過去に取得した当該妊産婦の被保険者又は被 扶養者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)を用い て、保険者に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法により、あらかじめ照会を行い、保険者から回答を受けて取得した直近の当 該情報を確認する方法(当該妊産婦が当該保険助産所又は保険医療機関から助産の給 付(居宅における助産上の管理及びその助産に伴う世話に限る。)を受けようとする 場合であつて、当該保険助産所又は保険医療機関から電子資格確認による確認を受け

てから継続的な助産の給付を受けている場合に限る。)

- 四 その他厚生労働大臣が定める方法
- 2 妊産婦が電子資格確認により助産の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合における前項の規定の適用については、同項中「次に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第三号に掲げる」と、「事由によつて」とあるのは「事由によつて第一号又は第三号に掲げる方法により」とする。
- **3** 保険助産所及び保険医療機関(前項の規定の適用を受けるものを除く。)は、第二項に規定する場合において、妊産婦が電子資格確認によつて助産の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。

(資格確認書の返還)

第四条 保険助産所及び保険医療機関は、妊産婦の提出する資格確認書(書面に限る。以下この条において同じ。)により、助産の給付を受ける資格があることを確認した患者に対する助産の給付を担当しなくなつたとき、その他正当な理由により当該妊産婦から資格確認書の返還を求められたときは、これを遅滞なく当該妊産婦に返還しなければならない。

(領収証等の交付)

- **第五条** 妊産婦保険医療機関は、前条の規定により妊産婦から費用の支払を受けるときは、 正当な理由がない限り、個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなけ ればならない。
- **2** 厚生労働大臣の定める妊産婦保険医療機関は、前項に規定する領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、当該費用の計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。
- 3 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。

(選定助産費に係る助産の基準等)

- **第五条の四** 保険助産所及び保険医療機関は選定助産に関して第五条第二項の規定による 支払を受けようとする場合において、当該助産を行うに当たり、その種類及び内容に応 じて厚生労働大臣の定める基準に従わなければならないほか、あらかじめ、妊産婦に対 しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。
- **2** 保険助産所及び保険医療機関は、その病院又は診療所若しくは助産所の見やすい場所 に、前項の助産の内容及び費用に関する事項を掲示しなければならない。
- **3** 保険助産所及び保険医療機関は、原則として、前項の助産の内容及び費用に関する事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(証明書等の交付)

第六条 保険助産所及び保険医療機関は、妊産婦から保険給付を受けるために必要な保険助産所、保険医療機関又は保険助産師、保険医の証明書、意見書等の交付を求められたときは、無償で交付しなければならない。ただし、法第百一条の規定による出産育児一時金、法第百二条第一項の規定による出産手当金又は法第百十四条の規定による家族出産育児一時金に係る証明書又は意見書については、この限りでない。

(助産録、診療録の記載及び整備)

第八条 保険助産所又は保険医療機関は、第二十二条の規定による助産録又は診療録に助産の給付の担当に関し必要な事項を記載し、これを他の助産録又は診療録と区別して整備しなければならない。

(帳簿等の保存)

第九条 保険助産所及び保険医療機関は、助産の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から三年間保存しなければならない。ただし、妊産婦の助産録及び診療録にあつては、その完結の日から五年間とする。

(通知)

- **第十条** 保険助産所及び保険医療機関は、妊産婦が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない。
 - 家庭事情等のため退院が困難であると認められたとき。
 - **二** 闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて事故を起したと認められたとき。
 - 三 正当な理由がなくて、助産に関する指揮に従わないとき。
 - 四 詐欺その他不正な行為により、助産の給付を受け、又は受けようとしたとき。

(入院)

- **第十一条** 保険助産所及び保険医療機関は、妊産婦の入院に関しては、助産上必要な寝具類を具備し、その使用に供するとともに、その病状に応じて適切に行い、助産上必要な事項について適切な注意及び指導を行わなければならない。
- 2 保険助産所及び保険医療機関は、病院にあつては、医療法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は承認を受けた病床の数の範囲内で、診療所にあつては、同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は通知をした病床数の範囲内で、助産所にあっては、同法の規定に基づき許可を受け、若しくは届出をし、又は通知をした入所室床数の範囲内で、それぞれ妊産婦を入院させなければならない。ただし、災害その

他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(助産)

- 第十一条の二 保険助産所及び保険医療機関は、その入院妊産婦に対して、妊産婦の負担により、当該保険助産所及び保険医療機関の従業者以外の者による助産を受けさせてはならない。
- **2** 保険助産所及び保険医療機関は、当該保険助産所及び保険医療機関の従業者による助産を行うため、従業者の確保等必要な体制の整備に努めなければならない。

(報告)

- 第十一条の三 保険助産所及び保険医療機関は、厚生労働大臣が定める助産の給付の担当 に関する事項について、地方厚生局長又は地方厚生支局長に定期的に報告を行わなければならない。
- 2 前項の規定による報告は、当該保険助産所及び保険医療機関の所在地を管轄する地方 厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものと する。

第二章 保険助産師及び保険医の助産方針等

(助産の一般的方針)

第十二条 保険助産師及び保険医の助産は、一般に助産師又は医師として助産の必要があると認められる出産に対して、適確な診察をもととし、妊産婦の健康の保持増進上妥当適切に行われなければならない。

(助産及び指導の基本準則)

第十三条 保険助産師及び保険医は、助産に当つては、懇切丁寧を旨とし、助産上必要な 事項は理解し易いように指導しなければならない。

(指導)

- **第十四条** 保険助産師及び保険医は、助産にあたつては常に助産学の立場を堅持して、妊産婦の心身の状態を観察し、心理的な効果をも挙げることができるよう適切な指導をしなければならない。
- **第十五条** 保険助産師及び保険医は、妊産婦に対し予防衛生及び環境衛生の思想のかん養に努め、適切な指導をしなければならない。

(転送及び援助)

第十六条 保険助産師及び保険医は、妊産婦の出産が自己の専門外にわたるものであるとき、又はその助産について疑義があるときは、他の保険助産所若しくは保険医療機関へ転送させ、又は他の保険助産師若しくは保険医の援助を求める等助産について適切な措置を講じなければならない。

(助産に関する照会)

第十六条の二 保険助産師若しくは保険医は、その助産した妊産婦の出産に関し、他の保 険助産所若しくは保険医療機関又は保険助産師若しくは保険医から照会があつた場合に は、これに適切に対応しなければならない。

(施術の同意)

第十七条 保険助産師若しくは保険医は、妊産婦の出産が自己の専門外にわたるものであるという理由によつて、みだりに、施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはならない。

(特殊療法等の禁止)

第十八条 保険助産師若しくは保険医は、特殊な療法又は新しい療法等については、厚生 労働大臣の定めるもののほか行つてはならない。

(使用医薬品及び歯科材料)

第十九条 保険助産師若しくは保険医は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者 に施用し、又は処方してはならない。

(健康保険事業の健全な運営の確保)

第十九条の二 保険助産師及び保険医は、助産に当たつては、健康保険事業の健全な運営 を損なう行為を行うことのないよう努めなければならない。

(特定の保険薬局への誘導の禁止)

- **第十九条の三** 保険医は、処方箋の交付に関し、妊産婦に対して特定の保険薬局において 調剤を受けるべき旨の指示等を行つてはならない。
- 2 保険医は、処方箋の交付に関し、妊産婦に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、保険薬局から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(助産の具体的方針)

第二十条 保険助産師及び保険医の助産の具体的方針は、前十一条の規定による。

第二十一条 (削除)

(助産録の記載)

第二十二条 保険助産師及び保険医は、妊産婦の助産を行つた場合には、遅滞なく、助産 録又は診療録に、当該助産に関し必要な事項を記載しなければならない。

(処方箋の交付)

- **第二十三条** 保険医は、処方箋を交付する場合には、所定の様式の処方箋に必要な事項を 記載しなければならない。
- **2** 保険医は、その交付した処方箋に関し、保険薬剤師から疑義の照会があつた場合には、 これに適切に対応しなければならない。

(適正な費用の請求の確保)

第二十三条の二 保険助産師及び保険医は、その行つた助産に関する情報の提供等について、保険助産所及び保険医療機関が行う助産の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めなければならない。

C. 保健師助産師看護師法(改正案箇所のみ抜粋)

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 免許(第七条—第十六条)

第三章 試験(第十七条-第二十八条の二)

第四章 業務(第二十九条-第四十二条の三)

第四章の二 雑則 (第四十二条の四一第四十二条の六)

第五章 罰則(第四十三条-第四十五条の三)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もつて医療並びに助産 及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする。

第五条 この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しく

はじよく婦に対する療養上の世話又は診療若しくは助産の補助を行うことを業とする者 をいう。

第六条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科 医師又は助産師若しくは看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業と する者をいう。

第四章 業務

第三十七条 保健師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。なお、臨時応急の手当をし、又は助産師が助産の業務に付随する必要な行為をする場合は、この限りでない。

第四十二条 助産師が分べんの介助その他の助産をしたときは、助産に関する事項を遅滞なく助産録に記載しなければならない。

D. 医師法(改正案箇所のみ抜粋)

目次

第一章 総則(第一条・第一条の二)

第二章 免許(第二条—第八条)

第三章 試験(第九条-第十六条)

第四章 研修

第一節 臨床研修(第十六条の二―第十六条の八)

第二節 その他の研修(第十六条の九一第十六条の十一)

第五章 業務(第十七条-第二十四条の二)

第六章 医師試験委員(第二十五条-第三十条)

第七章 雑則 (第三十条の二・第三十条の三)

第八章 罰則 (第三十一条-第三十三条の四)

附則

第一章 総則

第一条 医師は、医療並びに助産及び保健指導を掌ることによつて公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。

第五章 業務

第十七条 医師でなければ、医業(助産及び助産業を含む。以下同じ。)をなしてはならない。

- **第十九条** 診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。正常分娩に関する産婦人科診療に従事する医師は、助産所での分娩(妊婦等の自宅等に出張して助産師が助産を行う分娩も含む。)の助産を行うために、助産を担当する当該助産所又は助産師の嘱託を妊婦等より求められた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。
- 2 診察若しくは検案をし、又は出産に立ち会つた医師は、診断書若しくは検案書又は出生証明書若しくは死産証書の交付の求があつた場合には、正当の事由がなければ、これを拒んではならない。

E. 医療法(改正案箇所のみ抜粋)

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 医療に関する選択の支援等

第一節 医療に関する情報の提供等(第六条の二一第六条の四の四)

第二節 医業、歯科医業又は助産業の広告(第六条の五一第六条の八)

第一章 総則

- 第一条 この法律は、医療(助産も含む。以下同じ。)を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。
- **第一条の二** 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、助産師、 薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医 療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療(助産も 含む。以下同じ。)のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む 良質かつ適切なものでなければならない。
- 2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設(以下「医療提供施設」という。)、医療を受け

る者の居宅等(居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。)において、 医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスと の有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

- 第一条の三 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し良質かつ 適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
- **第一条の四** 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、第一条 の二に規定する理念に基づき、医療を受ける者に対し、良質かつ適切な医療を行うよう 努めなければならない。
- **2** 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供する に当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない。
- 3 医療提供施設において診療に従事する医師及び歯科医師並びに助産師は、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携に資するため、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療(助産も含む。以下同じ。)に必要な限度において医療を受ける者の診療又は調剤に関する情報を他の医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師若しくは歯科医師又は助産師若しくは薬剤師に提供し、及びその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 病院又は診療所若しくは助産所の管理者は、当該病院又は診療所若しくは助産所を退院する患者(妊産婦及び新生児も含む。以下同じ。)が引き続き療養(助産も含む。以下同じ。)を必要とする場合には、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図り、当該患者が適切な環境の下で療養を継続することができるよう配慮しなければならない。
- 5 医療提供施設の開設者及び管理者は、医療技術の普及及び医療の効率的な提供に資するため、当該医療提供施設の建物又は設備を、当該医療提供施設に勤務しない医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手の診療、研究又は研修のために利用させるよう配慮しなければならない。
- **第一条の五** この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業(助産業も含む。以下同じ。)又は歯科医業を行う場所であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。
- **2** この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。
- **第二条** この法律において、「助産所」とは、助産師が公衆又は特定多数人のため助産業を行う場所をいう。

- 2 助産所は、妊婦、産婦又はじよく婦十人以上の入所施設を有してはならない。
- **第三条** 疾病の治療をなす場所であつて、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を附けてはならない。
- **2** 診療所は、これに病院、病院分院、産院その他病院に紛らわしい名称を附けてはならない。
- **3** 助産所でないものは、これに助産所その他助産師が助産業を行う場所に紛らわしい名 称を付けてはならない。

第二章 医療に関する選択の支援等

第一節 医療に関する情報の提供等

- 第六条の四 病院又は診療所の管理者は、患者を入院させたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者の診療を担当する医師又は歯科医師により、次に掲げる事項を記載した書面の作成並びに当該患者又はその家族への交付及びその適切な説明が行われるようにしなければならない。ただし、患者が短期間で退院することが見込まれる場合その他の厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。
 - 患者の氏名、生年月日及び性別
 - 二 当該患者の診療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名
 - 三 入院の原因となつた傷病名及び主要な症状
 - 四 入院中に行われる検査、手術、投薬その他の治療(入院中の看護及び栄養管理を含む。)に関する計画
 - 五 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 病院又は診療所の管理者は、患者又はその家族の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。
- **3** 病院又は診療所の管理者は、患者を退院させるときは、退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスに関する事項を記載した書面の作成、交付及び適切な説明が行われるよう努めなければならない。
- 4 病院又は診療所の管理者は、第一項の書面の作成に当たつては、当該病院又は診療所に勤務する医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の有する知見を十分に反映させるとともに、当該書面に記載された内容に基づき、これらの者による有機的な連携の下で入院中の医療が適切に提供されるよう努めなければならない。
- 5 病院又は診療所の管理者は、第三項の書面の作成に当たつては、当該患者の退院後の 療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携が図られるよう 努めなければならない。

第二節 医業、歯科医業又は助産業の広告

- **第六条の七** 何人も、助産業又は助産所に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。
- **2** 前項に規定する場合には、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を阻害する ことがないよう、広告の内容及び方法が、次に掲げる基準に適合するものでなければな らない。
 - 他の助産所と比較して優良である旨の広告をしないこと。
 - **二** 誇大な広告をしないこと。
 - 三 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告をしないこと。
 - 四 その他医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定める基準
- 第六条の八 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科 医業若しくは助産業又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項 から第三項まで又は前条の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、当該広告 をした者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、当該広告をした者の事務所に立 ち入り、当該広告に関する文書その他の物件を検査させることができる。
- 2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産業又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第二項若しくは第三項又は前条第二項若しくは第三項の規定に違反していると認める場合には、当該広告をした者に対し、期限を定めて、当該広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命ずることができる。
- **3** 第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。